

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案の概要について

1 趣旨

再生可能エネルギー発電設備の設置事業については、条例に基づき許可制となっています。

市民の皆様の安全で安心な生活環境などを維持する観点から、これまで許可の対象となっていなかった系統用蓄電池を、新たに許可の対象に加えるものです。

2 改正の内容

現行条例では許可の対象外となっている系統用蓄電池について、許可の対象とするものです。

●許可対象施設

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備・ 風力発電設備・ 水力発電設備・ 地熱発電設備・ バイオマス発電設備	<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備・ 風力発電設備・ 水力発電設備・ 地熱発電設備・ バイオマス発電設備・ <u>系統用蓄電池（追加）</u>

3 施行期日（予定）

令和7年9月下旬